総務省	平成二十四年六月三十日までの間	五、三三五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
	平成二十四年七月一日から同年九月三十日までの間	五、三三三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
法務省	平成二十四年九月三十日までの間	五二、六六二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二〇人は、検察庁の職員の定員とする。	
	平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、六〇〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。	
財務省	平成二十四年九月三十日までの間	七二、三四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
文部科学省	平成二十四年九月三十日までの間	二、二五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
	平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間	二、二〇三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
農林水産省	平成二十四年六月三十日までの間	一八、八七八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
	平成二十四年七月一日から同年七月三十一日までの間	一八、八四〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
	平成二十四年八月一日から同年九月三十日までの間	一八、八三九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
	平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一八、八〇四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
経済産業省	平成二十四年九月三十日までの間	八、六〇八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
国土交通省	平成二十四年六月三十日までの間	五九、八九一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
	平成二十四年七月一日から同年九月三十日までの間	五九、八八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
国家公安委員会	平成二十四年九月三十日までの間	七、七五二人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇八六人は、警察官の定員とする。	

3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
金融庁	平成二十四年九月三十日までの間	一、五四九人	
	平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間	一、五四七人	

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十一号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第十条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

2　第九条第一項の審議官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

3　第十条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　細野　豪志

内閣総理大臣　野田　佳彦

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦